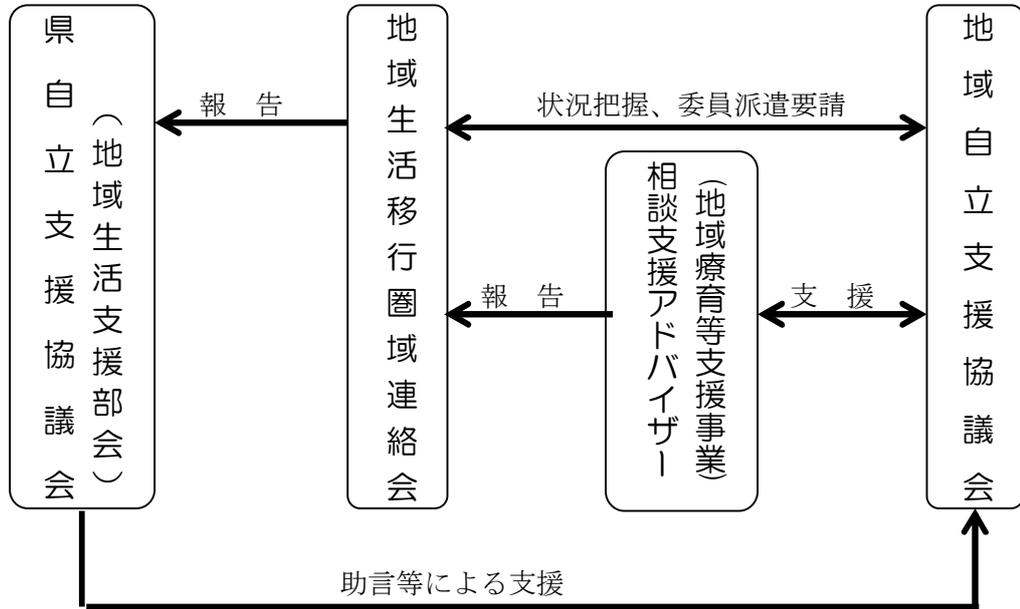


県自立支援協議会（地域生活支援部会）による  
地域自立支援協議会支援イメージ



1 地域生活移行圏域連絡会

地域生活移行圏域連絡会（以下、「連絡会」という。）は、地域自立支援協議会の活動状況等を把握し、地域生活支援部会に報告を行う（南会津圏域及びいわき圏域は、地域自立支援協議会から直接に相談を行うことができる。）。

2 地域生活支援部会

地域生活支援部会（以下、「部会」という。）は、連絡会からの報告を受け、支援方法を検討し、地域自立支援協議会が機能的に活動できるよう、次の支援を実施する。

- ① 部会委員が、現地（地域自立支援協議会、事業所等）に出向いて助言等を実施する。
- ② 部会委員が、関係各圏域の自立支援協議会委員、市町村及び県保健福祉事務所担当者と会議形式で検討し、助言等を行う。